

令和7年度

年末・年始セーフ Safe Work ワーカー 推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、各種取組を実施します！

期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月31日(土)

安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！

Ketui
決意表明



Kanri
Kasseika
管理活性化



Kousyo
高収策

※ 死亡災害では、建設業が最多(令和7年9月末日現在 11人。

全業種 27人の約4割。)であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。

Kyouiku 教育強化

～皆様へのお願い～

- ①年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ②事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することによる労働災害防止の気運の醸成
- ③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
- ⑪その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



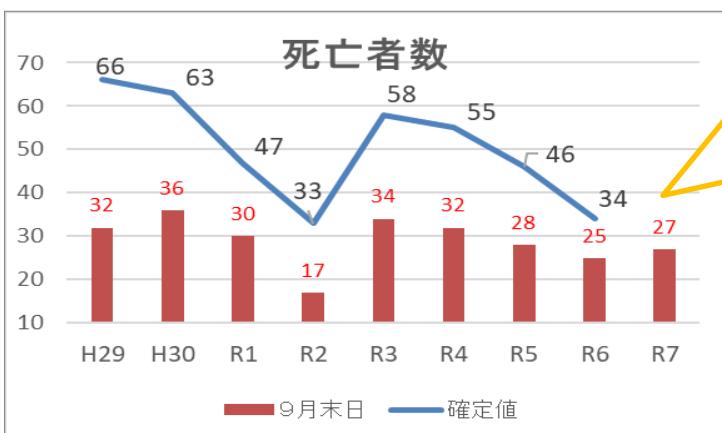
東京労働局・労働基準監督署

(2025.11)

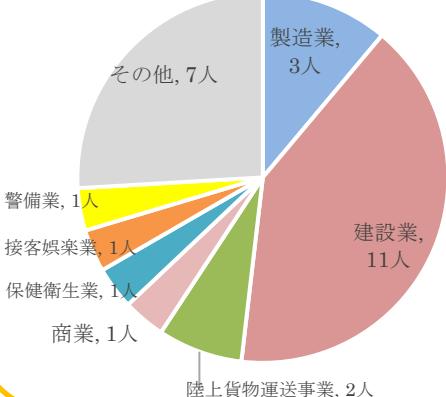
令和7年（9月末日現在）の東京労働局管内の労働災害発生状況

死者者数（27人 新型コロナ感染症り患者を除く。）

- ・製造業3人、建設業11人、陸上貨物運送事業2人など。
- ・事故の型では「墜落、転落」が最も多く10人死亡。



業種別死者者数（令和7年9月末：内訳）

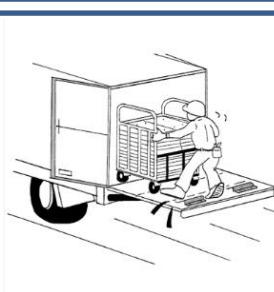
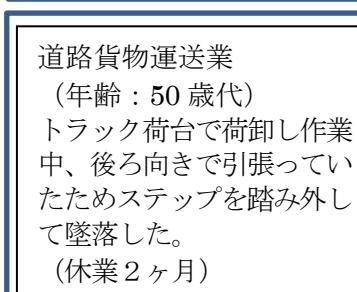
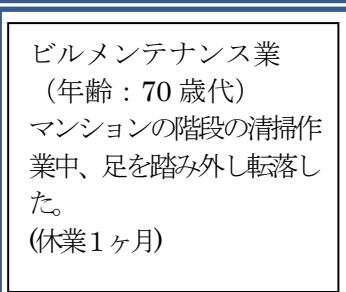
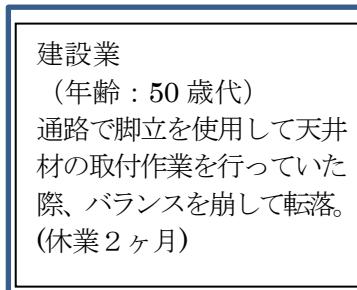
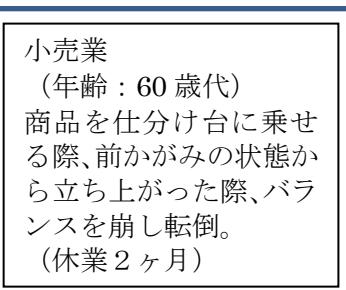


休業4日以上の死傷者数（7,111人 新型コロナ感染症り患者を除く）

- ・前年同期を3.9%下回っているものの、**年間1万人を超えるおそれ。**
- ・業種別では、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の割合（66.6%）が多い。
- ・事故の型では、転倒、腰痛等の行動災害の割合（48.1%）が多い。



年末・年始に発生した災害事例



出典：災害事例は労働者死傷病報告、挿入絵は職場のあんぜんサイトより（一部加工）

労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。

令和7年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和7年12月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごすことができるよう、「令和7年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和6年の死者数は34人(新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く。)と前年比で12人の減少となったものの、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は11,403人と前年比9人の増加となった。

また、令和7年9月末時点における死者数は前年同期から2人増加し27人の尊い命が失われ、死傷者数は、本年は減少傾向であるものの、年間で1万人を超えるおそれのある状況で推移している。

こうした状況の下、本年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調期間として、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めるとともに、以下の事項について積極的に実施する必要がある。

なお、死亡災害や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業については、労働災害防止対策の推進を一層強化する。

2 取組期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月31日(土)

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

(1) 行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ④ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑤ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑥ 改正された化学物質管理の徹底のため講習会等あらゆる機会を通じた法令の周知
- ⑦ 各事業場に対する安全衛生宣言活動の推進の要請
- ⑧ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼
- ⑨ 上記に加え、建設業については労働基準監督署による集中的な建設現場指導

(2) 各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロールの実施
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ 上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～